

	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>1 ページに「改正前欄に掲げる規定の二重傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める」旨の記載が漏れているのではないか。 1 ページの 8 行目「加える」と 2 ページの改正後欄の「新設」は、どちらかに字句を統一したほうがよい。</p>	<p>これまでの改正省令と同様の用法で作成しておりますので、原案のままで差し支えないと考えます。</p>
2	<p>改正に賛成する。 ただ、国民生活における商取引の実情に鑑み、特殊の計量に用いる単位として、以下の 3 つの単位を追加するよう求める。 ・坪(不動産取引における計量)：平方メートルの400/121(約3.3058倍)あるいは3.3倍 ・尺(木材の計量)：メートルの10/33 ・鯨尺(布の計量)：メートルの10/26.4</p>	<p>我が国の計量単位については、1885年のメートル条約への加盟をきっかけに、法改正を通じて尺貫法からメートル法に基づく国際単位系に移行してきた経緯があります。したがって、現時点ではこれらの単位を追加することは検討しておりません(計量法第8条により、坪や尺等の非法定計量単位を取引又は証明に使用することは禁止されています)。 なお、これらの単位を参考値として併記することは可能です。その場合、例えば『〇〇㎡(〇〇坪)』のように『( )』を付けるなどにより参考値であることを明確にする必要があります。</p>
3		

※行政手続法第43条第2項に基づき、提出意見は整理又は要約しております。